

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例および滋賀
県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要
綱

1 改正の理由

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号）の施行に伴う職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の一部改正により、必要な規定の整理を行うため、滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 67 号）および滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例（平成 3 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について必要な規定の整理を行うこととします。(第 1 条、第 2 条関係)

ア 滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例

イ 滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例および滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 27 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例および滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

(滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例(平成 24 年滋賀県条例第 67 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条および第 3 条中「第 15 条の 6 第 1 項ただし書」を「第 15 条の 7 第 1 項ただし書」に改める。

第 4 条中「第 15 条の 6 第 3 項」を「第 15 条の 7 第 3 項」に改める。

(滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例(平成 3 年滋賀県条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 15 条の 6 第 1 項第 1 号」を「第 15 条の 7 第 1 項第 1 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）<u>第15条の6第1項ただし書</u>および第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号ならびに第28条第1項の規定に基づき、県が実施する職業訓練の基準等について定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練)</p> <p>第3条 法<u>第15条の6第1項ただし書</u>の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(職業能力開発校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)</p> <p>第4条 法<u>第15条の6第3項</u>の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）<u>第15条の7第1項ただし書</u>および第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号ならびに第28条第1項の規定に基づき、県が実施する職業訓練の基準等について定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練)</p> <p>第3条 法<u>第15条の7第1項ただし書</u>の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(職業能力開発校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)</p> <p>第4条 法<u>第15条の7第3項</u>の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練、同条第2項に規定する援助および同条第4項に規定する業務を行うための施設として、同法第16条第1項の規定に基づき、滋賀県立高等技術専門校(以下「専門校」という。)を設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第1号に規定する普通職業訓練、同条第2項に規定する援助および同条第4項に規定する業務を行うための施設として、同法第16条第1項の規定に基づき、滋賀県立高等技術専門校(以下「専門校」という。)を設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>以下 省略</p>